

# 山都町一般不妊治療費助成事業について

一般不妊治療費助成事業とは・・・

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費の一部を助成するものです。

1. 対象者 次のすべての要件を満たす方です。

- (1) 法律上婚姻をしている夫婦か又は事実婚の夫婦
- (2) 夫婦の両方が山都町に住所を有し、かつ住んでいること
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること
- (4) 一般不妊治療を受ける夫婦及び同一世帯員に町税の滞納がないこと



2. 対象治療 人工授精、タイミング法、不妊治療検査等

3. 助成金額及び回数

- (1) 一般不妊治療に係る費用から保険適用分を除き、自己負担した費用の額とし、夫婦1組につき3万円を限度に助成します。
- (2) 第2子以降の妊娠を希望する場合、再度3万円を上限として助成します。

4. 申請の流れ

申請書を提出する

一般不妊治療が終了したら速やかに、下記の申請書等の書類を提出してください。

- ① 一般不妊治療等助成交付申請書(様式第1号)
- ② 医療機関の領収書
- ③ 一般不妊治療医療機関証明書(様式第2号)と必要に応じ一般不妊治療医療機関(薬局)証明書(様式第3号)
- ④ 法律上の婚姻している夫婦の場合は、住民票、戸籍謄本など
- ⑤ 事実婚の夫婦の場合は、住民票、申立書(様式第4号)

決定通知を受け取ったら、請求書を提出する

特定不妊治療費助成事業助成金請求書には、助成金振込先を記入していただく必要があります。通知から30日以内に提出してください。



《申請・問合せ先》

|                   |    |         |
|-------------------|----|---------|
| 山都町役場健康ほけん課健康づくり係 | 電話 | 72-1295 |
| 清和支所住民福祉係         | 電話 | 82-2112 |
| 蘇陽支所住民福祉係         | 電話 | 83-1112 |